

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 29 年 5 月 27 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員（m）	延長（m）
市道	東 3-25 号線	新潟市東区物見山一丁目 143 番 2 地先から 新潟市東区物見山一丁目 143 番 地先まで	前	6.0 ～ 9.0	107.0
			後	7.5 ～ 10.5	107.0